

平成 年 月 日

財団法人 日本きのこ研究所  
理事長 森 裕美 殿

有機農産物・有機加工食品の小分け業者認定申請書

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 14 条の 2 の規程により関係書類を添えて申請致します。

申請者の氏名

印

\_\_\_\_\_

（団体等にあつては名称及び代表者の氏名）

住所

〒 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

（団体等にあつては名称及び代表者の氏名）

小分けを行おうとする農林物資の種類および作物

有機農産物（\_\_\_\_\_） 有機加工食品（\_\_\_\_\_）

記

1. 有機農産物・有機加工食品の小分け業者認定内容書（様式 YK2）
2. 有機農産物・有機加工食品の小分け作業生産計画書（様式 YK3）
3. 業務分担表（様式 YK4）
4. 業務分担者の略歴書（様式 YSK1）
5. 小分け施設周辺図（様式 YK5）
6. 小分け施設内の見取り図（様式 YK6）
7. 有機農産物・有機加工食品の小分けに係る機械・器具（様式 YK7）
8. 有機農産物・有機加工食品の小分け及び保管に係る施設（様式 YK8）
9. 内部規程（小分け業者の場合は小分け管理規程、小分け手順書、格付表示規程、様式は申請者が定める）
10. 誓約書（様式 YSK2）
11. 同意書（様式 S13）
12. 秘密保持契約書（様式 YSK3）
13. 予定している有機農産物・加工食品のシールの様式（様式 YSK4）

有機農産物・有機加工食品の小分け業者認定内容書

1 申請年月日 \_\_\_\_\_

2 申請者の氏名  
(団体等にあつては名称及び代表者の氏名) \_\_\_\_\_

3 申請者の住所 〒 \_\_\_\_\_  
(団体等にあつては事務所の所在地) TEL : \_\_\_\_\_ FAX : \_\_\_\_\_

4 有機農産物 \_\_\_\_\_ 有機加工食品の名称 \_\_\_\_\_

5 小分け施設等の一覧

施設 番号	きのこ名	小分け施設の所在地	面積(m <sup>2</sup> )	小分け作業予定数量 (kg)
1				
2				
3				
4				
5				
合計				
作業期間		月から 月まで		
出荷期間		月から 月まで		

## 有機農産物・有機加工食品(きのこ)の小分け作業計画書

## 1.申請者の氏名

(団体等にあつては名称及び代表者の氏名)

印

## 1. 有機農産物・有機加工食品(きのこ)小分け作業予定表

施設	きのこ名	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月

## 3. 販売先と年間販売量

きのこ名	販売先	規格・形態	販売期間	販売数量

## 4. 他の有機農産物・有機加工食品または慣行栽培農産物・加工食品の仕入れ予定表

農産物名	品種名	購入先	数量	備考



略歴書

平成 年 月 日

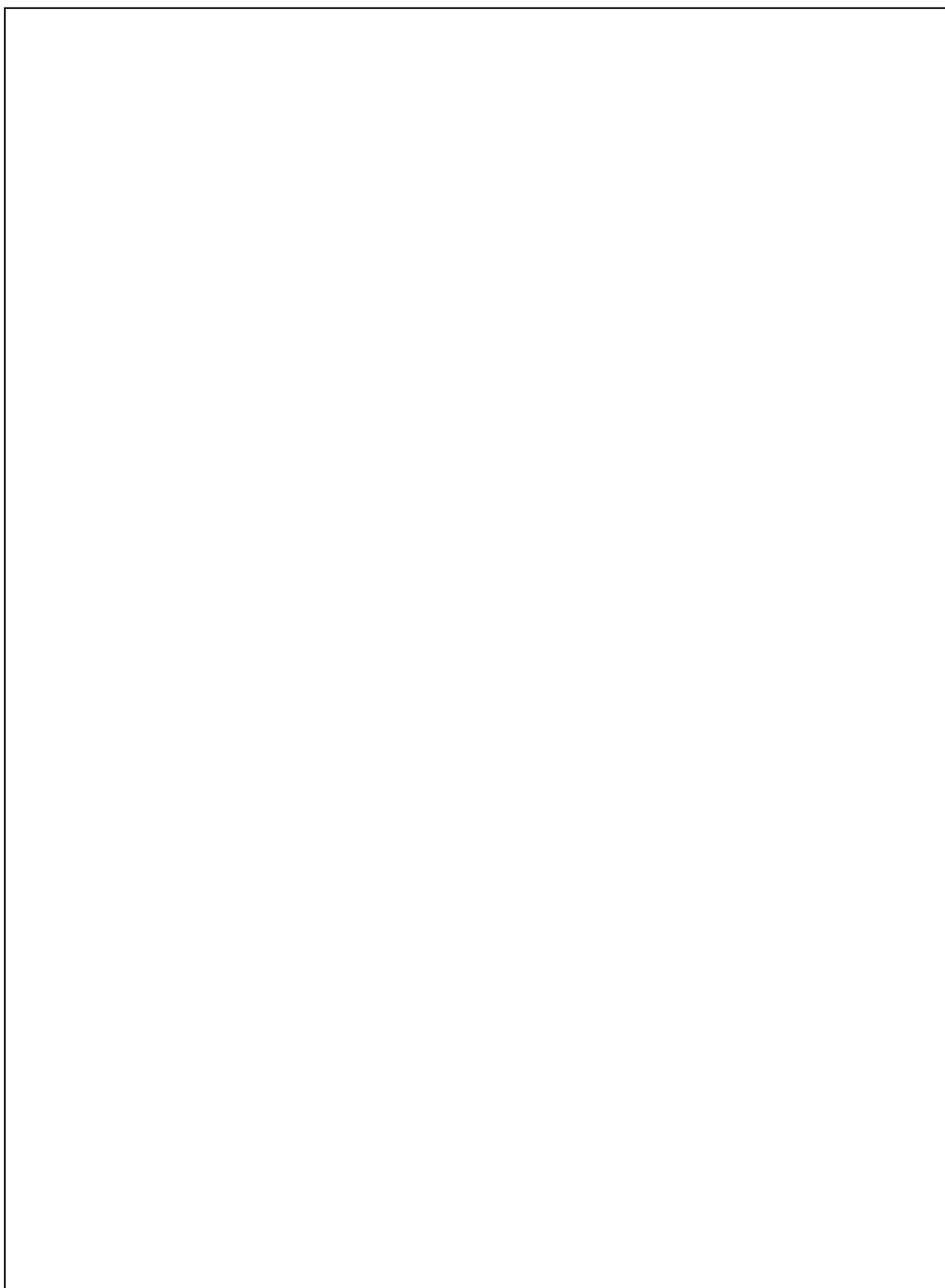
ふりがな	担当
ふりがな	電話
連絡先 〒	( ) -

年	月	最終学歴・職歴

年	月	免許・資格（生産に関するもの）

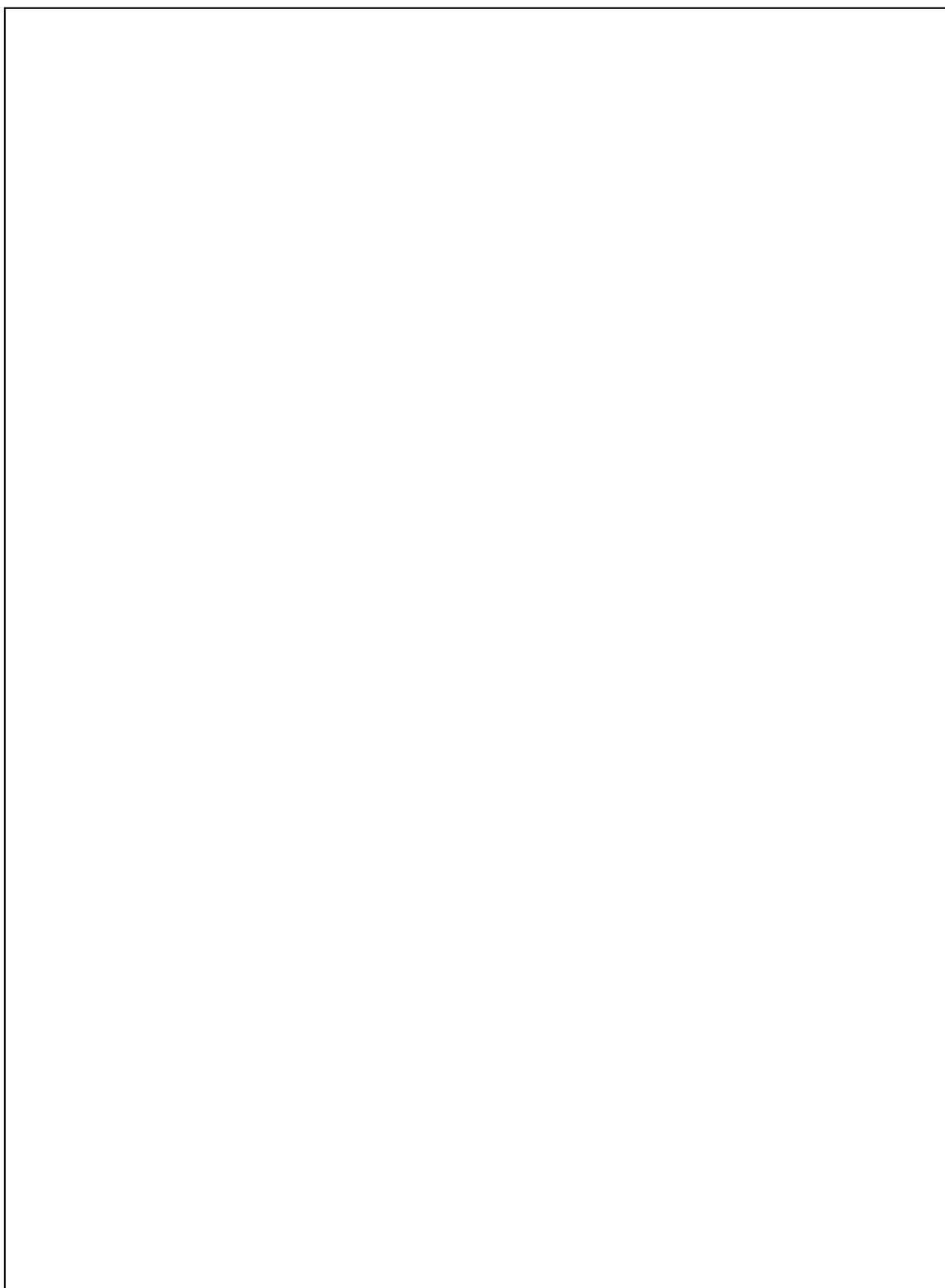
講習会受講	講習会	講習会実施機関	備考
有 ・ 無	平成 年 月 日		

小分け施設の周辺図



隣接した土地の利用状況も記載すること

小分け施設内の見取り図



作業場所、保管場所など間仕切りがわかるように記載すること







## 誓 約 書

平成 年 月 日

財団法人 日本きのこ研究所  
理事長 殿

住所  
氏名

私は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「JAS法」という。）に基づいて、貴研究所から生産行程管理者としての認定を受けるにあたり、以下の事項を遵守して、適正な有機農産物・有機加工食品の生産を行うことを誓います。

- (1) 認定に係る事項が認定の技術的基準に適合するように維持します。
- (2) 格付の表示に係る JAS 法の規程を遵守します。
- (3) 農林水産大臣の行う格付の表示の改善命令に違反し、または報告の請求を拒否し、虚偽の報告をし、または農林水産大臣若しくは独立行政法人農林水産消費安全技術センターに寄る立ち入り検査の拒否、妨害もしくは忌避することはいたしません。
- (4) 認定事項を変更し、または格付業務を廃止しようとする時は、あらかじめきのこ研に通知します。
- (5) 認定を受けている旨の広告または表示をするときは、認定に係る農林物資以外の製品についてきのこ研の認定を受けていると誤認させ、またはきのこ研の認定の審査の内容その他の認定に関する業務の内容について誤認させる恐れのないように配慮します。
- (6) 認定を受けている旨の広告または表示を行なうときは、認定に係る当該農林物資の日本農林規格に適合していることを示す目的以外には使用しません。
- (7) きのこ研が (5) または (6) の条件に違反すると認めて広告または表示の方法の改善または中止を求めた時は、これに応じます。
- (8) (5) または (6) のほか、他人に認定、格付または格付の表示に関する情報の提供を行うにあたっては、認定に係る農林物資以外の製品についてきのこ研の認定をうけていると誤認させ、またはきのこ研の認定の審査の内容その他の認定に関する業務の内容について誤認させる恐れのないように配慮します。
- (9) きのこ研が行う調査に協力します。
- (10) 毎年 6 月末までに、その前年度の格付実績をきのこ研に報告します。

- (11) きのか研の認定生産行程管理者に対する必要な報告に応じ、または事務所、ほ場等に立ち入り、格付、農林物資の広告または表示、農林物資、原料、工場、帳簿その他の物件の検査に協力します。
- (12) (1) から (10) までの条件に違反し、または (11) の報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、もしくは (11) の検査を拒否、妨害もしくは忌避をしたときは、認定の取消または格付に関する業務及び格付の表示を付した製品の出荷の停止に従います。
- (13) (12) の請求に応じないときは、きのか研の認定の取消しに従います。
- (14) 認定の取消または格付に関する業務及び格付の表示を付した製品の出荷の停止の場合には、きのか研の要求どおりに認定証を返却します。
- (15) きのか研が、認定生産行程管理者の氏名または名称及び住所、認定に係る農林物資の種類、認定に係るほ場等の名称及び所在地ならびに認定の年月、(12) の規程による請求をしたとき、または認定を取消したときは、当該請求または取消しをした理由ならびに格付に関する業務を廃止したときは、当該廃止の年月日を公表に同意します。
- (16) JAS 製品に関連して持ち込まれた苦情に対して適切な処置をとるとともに、その記録をきのか研の求めに応じてきのか研に提供することに同意します。

以上

提出日 年 月 日

## 同意書

認証申請を行うにあたり、以下の事項に同意します。

1. 認定申請者の栽培施設への立ち入り
2. 検査員の調査への協力

平成 年 月 日

グループ・

法人申請者 グループ・法人名 \_\_\_\_\_ 印

代表者名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

個人申請者

氏名 \_\_\_\_\_ 印

住所 \_\_\_\_\_

## 秘密保持契約書

財団法人日本きのこ研究所（以下、「甲」という。）と〇〇〇〇（以下、「乙」という。）とは、有機農産物・加工食品（きのこ）の登録・認定に係わる業務を実施するにあたり、甲・乙双方が相手方に開示する秘密情報の取扱いに関して、以下のとおり契約を締結する。

### 第1条（目的）

本契約は、甲が運営する認証に係わる業務において、甲及び乙がお互いに相手方から知り得た個人情報及び秘密情報を保護することを目的とする。

### 第2条（秘密情報）

本契約書において使用する秘密情報とは、甲及び乙が相手方に対して提供したすべての文書とデータ、甲及び乙がその過程で口頭又は視覚的方法によって知り得た個人情報であり、公然と知られているもの（ホームページ上に公開している内容など）は除く。

2、次の各号に該当する情報は、前項に基づき定義された秘密情報には含まないものとする。

- (1) 違反事項として農林水産大臣への報告に係わること
- (2) 認定の公表及び公表事項、格付業務の停止等の公表、認定の取り消し等の公表、格付業務廃止の公表
- (3) 消費者等から取り扱いきのこ等について質問等があった場合、ホームページ上の公表情報に加え、連絡先電話番号、格付を予定しているきのこの種類などを当該質問者に伝達する
- (4) J A S法に係わる事故、違反について、農林水産大臣に報告する場合
- (5) 秘密情報に属するが、書面により事前の相手方に同意を得たもの

### 第3条（秘密保持）

甲及び乙は、秘密情報を本件目的のみに使用し、本件目的の遂行に携わる限定された自己の構成員又は役員に対してのみ開示するものとする。

2、甲及び乙は、秘密情報の開示に際し、秘密を保持すべき事項であることを明示するとともに、秘密情報の管理について取扱い責任者を定めて、厳重に管理するものとする。

3、甲及び乙は、秘密情報を相手方の事前の文書による承諾なしに第三者に漏洩してはならない。

4、甲及び乙は、秘密情報を相手方の事前の文書による承諾なしに複製してはならない。

5、甲及び乙は、本契約の内容及びその締結の事実に関して、相手方の事前の文書による承諾なしに第三者に漏洩してはならない。

### 第4条（損害賠償等）

本契約に違反し、相手方に損害を与えた場合には、甲及び乙は相手方に対して当該損害の賠償を請求できる。

### 第5条（有効期間）

本契約に基づく甲・乙の秘密保持義務は、乙の認証終了後においても有効に存続するものとする。  
2、甲及び乙は、甲または乙が返却または廃棄を要求した場合、若しくは本契約が終了した場合、直ちに秘密情報に係わる書類（複写及び複製したものを含む）の全てを相手方の指示に従って返却または廃棄するものとする。

#### 第6条（協議）

本契約に定めない事項及び本契約の条項に関し疑義を生じた場合、その他本件秘密情報の秘密保護のために必要な事項は、双方協議の上、互譲強調の精神をもってその解決にあたるものとする。

本契約の締結の証として、契約書正本2通を作成し、双方記名捺印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 群馬県桐生市平井町8番1号  
財団法人日本きのこ研究所  
理事長 森 裕美 印

(乙)

印

表示・パッケージデザイン案

作成するもの：

作成依頼先：名称

住所

作成時期：

表示する対象物：有機農産物きのこ、容器包装、送り状

表示箇所数：有機農産物きのこ（      ヶ所）、容器包装（      ヶ所）、

送り状（      ヶ所）

表示の管理責任者：

